

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部都市計画課 No.018

処 分 名	地区まちづくり協議会の認定取消し
処 分 の 概 要	<p>市長は、地区まちづくり協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができます。</p> <p>(1) 地区まちづくり協議会の認定要件を満たさなくなったとき</p> <p>(2) 年度毎の報告を行わなかったとき</p> <p>(3) 地区まちづくり協議会解散届出書が提出されたとき</p>
根拠条例等・条項	春日部市都市計画手続条例（平成 24 年条例第 35 号）第 15 条第 4 項
処 分 基 準	<p>条例等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。</p>
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日
備 考	http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/toshi/shisaku/modelshien.html

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市都市計画手続条例

(地区まちづくり協議会の認定)

第13条 市長は、規則で定める要件を満たす団体を地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体の代表者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による認定を行ったときはその旨を公表するとともに、当該団体の代表者に通知し、当該認定を行わなかったときはその旨及び理由を当該団体の代表者に通知しなければならない。

(活動成果の報告)

第14条 協議会の代表者は、規則で定めるところにより、市長に対してその活動成果を報告しなければならない。

(地区まちづくり協議会の変更及び取消)

第15条 第13条第1項の規定による認定を受けた協議会の代表者は、同条第2項の規定による申請の内容に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公表しなければならない。

3 第13条第1項の規定による認定を受けた協議会が解散したときは、当該協議会の代表者であった者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 第13条第1項の要件を満たさなくなったとき。

(2) 前条の規定による報告を行わなかったとき。

(3) 前項の規定による届出があったとき。

5 市長は、前項の規定により協議会の認定を取り消したときは、その旨を公表するとともに、当該協議会の代表者に通知しなければならない。ただし、当該協議会が解散した場合にあっては、通知することを要しない。

■春日部市都市計画手続条例施行規則

(地区まちづくり協議会の要件等)

第32条 条例第13条第1項の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

(1) 活動の目的が条例の目的に適合し、かつ、明確であること。

(2) 地区まちづくりを行おうとする区域(以下「区域」という。)をあらかじめ定めており、かつ、その設定が合理的であること。

(3) 活動の計画を定めていること。

(4) 設立の目的及び趣旨について地区住民の10分の1以上の同意を得ていること。

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

- (5) 5人以上の地区住民を含んでいること。
- (6) 会則、規約等の定めがあること。
- (7) 代表者、会計等の役員を定めていること。
- (8) 地区住民が協議会の活動に参加する機会があること。

2 条例第13条第2項の規定による申請は、地区まちづくり協議会認定申請書（様式第10号）に前項各号に掲げる要件を満たしていることを証する書類を添えて行わなければならない。

3 条例第13条第3項の規定による通知は、地区まちづくり協議会認定等決定通知書（様式第11号）によるものとする。

（地区まちづくり協議会の活動成果報告）

第33条 条例第14条の規定による規則で定める活動成果の報告は、市の会計年度ごとの報告とし、原則として毎年5月31日までに行わなければならない。

2 前項の報告は、地区まちづくり協議会活動成果報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 協議会の活動成果が分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

（地区まちづくり協議会の変更及び取消）

第34条 条例第15条第1項の規定による届出は、地区まちづくり協議会認定内容変更届出書（様式第13号）によるものとする。

2 条例第15条第3項の規定による届出は、地区まちづくり協議会解散届出書（様式第14号）によるものとする。

3 条例第15条第5項の規定による通知は、地区まちづくり協議会認定取消通知書（様式第15号）によるものとする。